

県南広域振興局長告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和元年5月31日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 1 工区 北上市北工業団地561番11の一部、561番12の一部、701番3の一部、723番1、745番1の一部、746番12の一部、746番13の一部、746番20、746番21、748番4の一部、869番及び870番並びに村崎野21地割30番14、67番2、67番8、70番2、70番9及び163番1並びに26地割22番2、24番1、24番2、26番、30番、31番2、32番1の一部、32番2、32番3、32番5、32番7、32番8、32番12、32番15、32番22、32番62、32番64、32番66、32番67、116番5、173番1、173番3、176番、178番及び179番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都港区芝浦三丁目1番21号 東芝メモリ株式会社